

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

士幌町は、北海道十勝総合振興局管内の河東郡に所在し、十勝圏の中核都市帯広市の北方約 28 kmに位置している。町域の西北部には東大雪山系の東ヌプカウシヌプリ(1,252m)を最高峰とする山岳地帯、東部には佐倉山系の丘陵と居辺川の河岸段丘地帯があるが平地が多く農用地面積は町域全体の6割以上の約16,000haと農業を基幹産業とする純農村地域である。

人口は5,848人、世帯数は2,524世帯(令和2年国勢調査)であり、人口は昭和50年から横ばい状況だったが、平成17年から減少のスピードが加速している一方、世帯数は徐々に増加している。また、年齢3区分人口の比率は、年少人口(0~14歳)は12.6%、生産年齢人口(15~64歳)は54.2%、老年人口(65歳以上)は33.2%となっており、年少人口と生産年齢人口の割合が低くなる一方、老年人口の比率が高まっている。

就業者数(15歳以上)は、男女とも徐々に減少しており、就業者数が最も多い年齢階層は、1990年(平成2年)は30歳代、1995年(平成7年)と2000年(平成12年)は40歳代、2005年(平成17年)以降は50歳代であり、徐々に高くなっている。

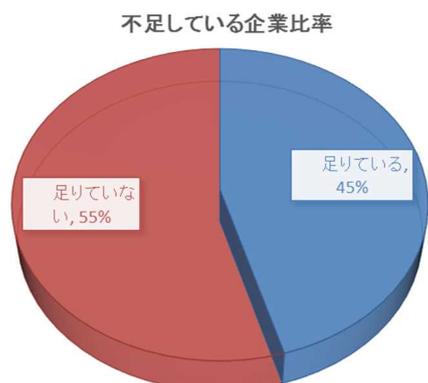
産業3区分別の就業者数は、第1次産業、第2次産業は減少傾向で、第3次産業は1995年(平成7年)から増加傾向にあったものの2010年(平成22年)には減少に転じ、第1次産業とほぼ同数となった。その後は構成比に大きな変動はなかったものの、2020年(令和2年)には就業者数及び構成比ともに第1次産業が増加に転じた。

町内事業所数は横ばい状況が続いているが、従業者数は2,200~3,000人の間で変動している。事業所数について産業(大分類)別でみると、その他の第3次産業の増加、卸売・小売業の減少が目立ち、従業者数についても事業所数と同様の傾向がみられるほか、製造業の減少が目立っている。

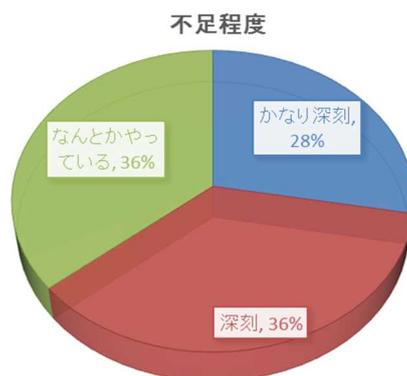
平成29年に実施した士幌町企業働き手不足実態調査によると、町内企業の働き手不足の状況は55%が足りていない状況であり、その中で「かなり深刻」、「深刻」と回答した企業はそのうち64%に上っている。

働き手不足の影響により利益・売上が減少している企業も25%となっており、更に増加していくことが想定される。また、業務効率化できる人材不足が半数近くの45%を占めていることから、企業の生産性革命をいかに進めるかが課題となっている。

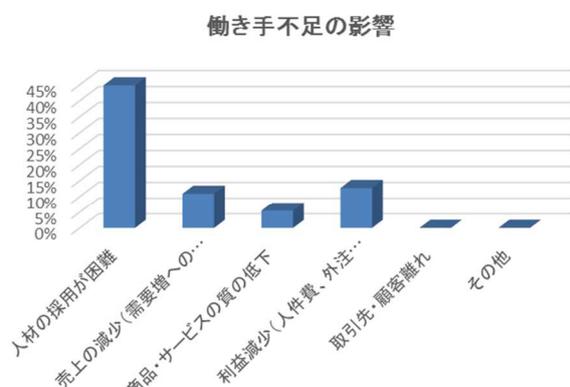
## ■士幌町企業働き手不足実態調査



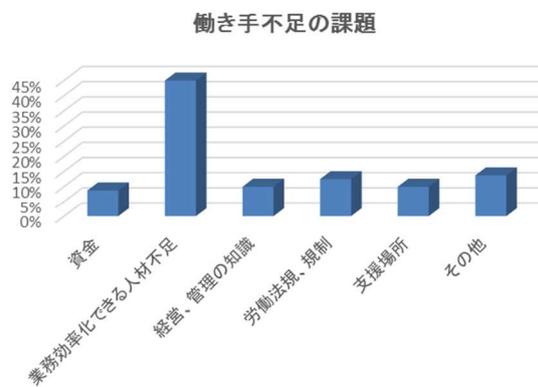
(町内企業：回答 110 件)



(町内企業：回答 61 件)



(町内企業：回答 29 件)



(町内企業：回答 80 件)

### (2) 目標

人口減少は近年、より深刻化を増しているが、労働状況の変化も見逃す事が出来ない。就業者数が最も多い年齢階層が50歳代と高齢化している状況にあり、さらには、働き手不足調査において、人材不足を感じている企業は町内の半数以上を占めており、その中でも半数以上の企業が業務効率化を求めている状況にある。

労働者の高齢化・労働力の不足を解消するためには、域内企業の労働生産性向上を支援する必要がある。中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

士幌町の産業は、農業、製造業やサービス業などの多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本計画の対象区域は、士幌町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

士幌町の産業は、農業、製造業やサービス業などの多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象となる業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、町の枠を超えた海外市場等を見据えた連携など多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月13日から令和7年6月12日までの2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。